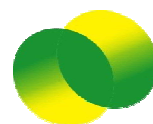

法科大学院認証評価（予備評価）において 問題が指摘された事例と基準の解説

独立行政法人

大学評価・学位授与機構

平成19年6月28日



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2 - 1 - 2 - 1

法律基本科目は，憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法
の分野について，将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な
教育内容であること。

解釈指針 2 - 1 - 2 - 2

法律実務基礎科目は，実務の経験を有する教員が関与するなどして，法律基
本科目などとの連携のもとに，法律実務に携わることへの導入を行うにふさわ
しい教育内容であること。

解釈指針 2 - 1 - 2 - 3

基礎法学・隣接科目は，社会に生起する様々な問題に関心をもたせ，人間や
社会の在り方に関する思索を深めることによって，法に対する理解の視野を拡
げること寄与する科目であって，専門職大学院にふさわしい専門的な教育内
容であること。

【第2章 教育内容】

◎基準 2 - 1 - 2 関係

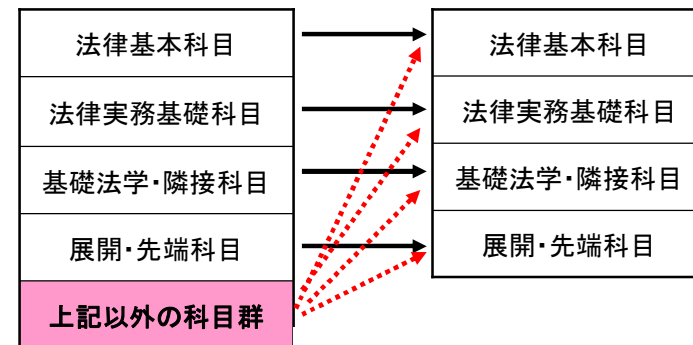
- 一部の授業科目において、シラバスと実際の授業内容に相違があり、新司法試験を意識した答案練習とされている。
- 一部の授業科目について、実質的内容にふさわしい科目区分(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に位置付けられていない。



〈基準 2 - 1 - 2 教育内容に応じた科目区分の整理〉

各法科大学院のカリキュラム

機構の基準に対応した科目整理



解釈指針 2-1-2-4

展開・先端科目は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-5

内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。

2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針 2 - 1 - 3 - 1

基準 2 - 1 - 2 (1) に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。

- (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）
10 単位
- (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
32 単位
- (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
12 単位

解釈指針 2 - 1 - 3 - 2

- (1) 法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する授業科目 6 単位が必修とされていること。
 - ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位）
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位）
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）
- (2) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の授業科目が開設されていること。また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。
- (3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
 - ア 法情報調査
（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技

【第2章 教育内容】

◎基準 2 - 1 - 3 関係

- 法律基本科目において標準的な必修科目としての開設単位数が設定されておらず、学生の履修の方法によっては、基準 4 - 2 - 1 に定める修了要件単位数を下回るおそれがある。
- 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、必要な単位以上を必修又は選択必修としていない。



〈基準 2 - 1 - 3 と基準 4 - 2 - 1 の関係〉

基準 2 - 1 - 3 (開設授業科目数)			基準 4 - 2 - 1 (修了要件)		
法律基本科目	公法系	10 単位(標準)	法律基本科目	公法系	8 単位(以上)
	民事系	32 単位(標準)		民事系	24 単位(以上)
	刑事系	12 単位(標準)		刑事系	10 単位(以上)
	小計	54 単位			
標準単位数を超えた場合		54 + 8 単位(上限)			
-----			1) 3) 以上を修得		
法律実務基礎科目	6 単位(以上)		法律実務基礎科目	6 単位(以上)	
基礎法学・隣接科目	4 単位(以上)		基礎法学・隣接科目	4 単位(以上)	
展開・先端科目	12 単位(以上)		展開・先端科目	12 単位(以上)	
			修了要件単位数 93 単位以上 (上限) 102 単位		

法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

- (4) 法律実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、平成23年度までに、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的スキルを修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的に事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

- (5) 法律実務基礎科目については、(1)及び(3)に定める内容の授業科目並びに(4)に例示する内容の授業科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する授業科目を開設することが望ましい。

解釈指針2-1-3-3

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

解釈指針2-1-3-4

展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する授業科目が十分な数開設され、かつ、これらの授業科目のうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

3 - 1 - 1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針 3 - 1 - 1 - 1

法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準 3 - 1 - 1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。（なお、適切な授業方法については解釈指針 3 - 2 - 1 - 3 を参照。）

解釈指針 3 - 1 - 1 - 2

基準 3 - 1 - 1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針 3 - 1 - 1 - 3

他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

3 - 1 - 2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3 - 1 - 2 - 1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。

80人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。

（解釈指針 3 - 2 - 1 - 3 を参照。）

【第3章 教育方法】

◎基準3-1-1 関係

- 一部の授業科目において、同時に授業を行う学生数が、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないという観点に適合する規模の人数とされていない。

◎基準3-1-2 関係

- 法律基本科目の一の授業科目において、同時に授業を行う学生数が適切な規模とされていない。



3 - 3 - 1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

解釈指針3-3-1-1

法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。

解釈指針3-3-1-2

法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。
これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-3

解釈指針3-3-1-1で定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとする。

解釈指針3-3-1-2で定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針3-3-1-4

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

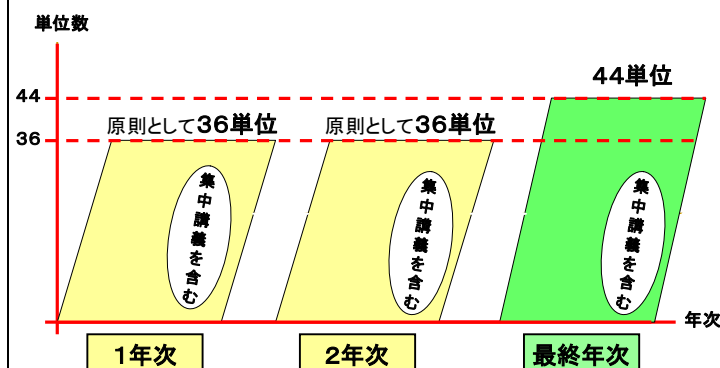
【第3章 教育方法】

◎基準3-3-1 関係

- 一部の授業科目について、最終年次における学生が履修科目として登録することのできる上限単位数に算入していない。



〈基準3-3-1 履修科目登録単位数の上限〉



4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 4-1-1-1

基準 4-1-1 (1) における成績評価の基準として、授業科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 4-1-1-2

基準 4-1-1 (2) における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 4-1-1-3

基準 4-1-1 (3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

【第4章 成績評価及び修了認定】

◎基準4-1-1 関係

- 再試験や追試験において、期末試験と同一問題又は同一の範囲から類似した問題が出題されている。



解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4 - 1 - 3 - 1

進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。

解釈指針 4 - 1 - 3 - 2

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。

【第4章 成績評価及び修了認定】

◎基準4-1-3関係

- 進級制又はそれに代わる措置が講じられていない。



4 - 2 - 1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以

上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8 単位
イ	民事系科目	24 単位
ウ	刑事系科目	10 単位
エ	法律実務基礎科目	6 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位を上限とすること。

解釈指針4-2-1-2

基準4-2-1(3)にいう法律基本科目は、授業科目の名称を問わず、実質的な内容が法律基本科目に当たるものを含む。

基準2-1-3(開設授業科目数)			基準4-2-1(修了要件)		
法律基本科目	公法系	10単位(標準)	法律基本科目	公法系	8単位(以上)
	民事系	32単位(標準)		民事系	24単位(以上)
	刑事系	12単位(標準)		刑事系	10単位(以上)
	小計	54単位			
標準単位数を超えた場合		54+8単位(上限)			
法律実務基礎科目			法律実務基礎科目		
6単位(以上)			6単位(以上)		
基礎法学・隣接科目			基礎法学・隣接科目		
4単位(以上)			4単位(以上)		
展開・先端科目			展開・先端科目		
12単位(以上)			12単位(以上)		
			修了要件単位数 93単位以上		
			(上限)102単位		

修了要件単位数の1/3以上を修得

6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

【第4章 成績評価及び修了認定】

◎基準4-2-1 関係

- 学生の履修次第では、法律基本科目以外の科目(法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)の単位について、修了要件単位数の3分の1以上の単位数を修得しないおそれがある。

【第6章 入学者選抜等】

◎基準6-1-4 関係

- 法学未修者の入学者選抜試験においても、旧司法試験での短答式試験や論文試験の合格事由を加点・考慮要素としている。

8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

解釈指針 8 - 1 - 1 - 1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。

【第8章 教員組織】

◎基準8-1-1 関係

- 兼任教員の専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が学内外に開示されていない。



〈専門職大学院設置基準の専任教員数について〉

専任教員数

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第1条)

専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍(端数切捨)の数(7人)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数(5人)の専任教員を置くとともに、

同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(端数切捨)(15人)につき1人の専任教員を置くものとする

実務家専任教員(実・専)

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第2条第1項)

実・専・・・専門分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者

実・専については、設置基準に規定する専任教員数のおおむね2割以上を置くこと

専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員(専・他)

(専門職大学院設置基準附則の2)

専・他については、設置基準に規定する専任教員数の1/3までが認められる(ただし、平成25年度まで)

実務家みなし専任教員(実・み)

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件 第2条第2項)

実・み・・・専任教員以外の者であるが、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者

実・みについては、設置基準に規定する実・専の数に、2/3を乗じた数の範囲内で認められる

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針 8-5-1-1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。なお、多くとも年間30単位以下であること。

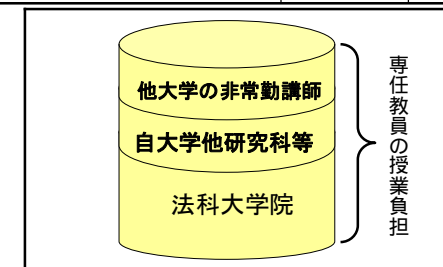
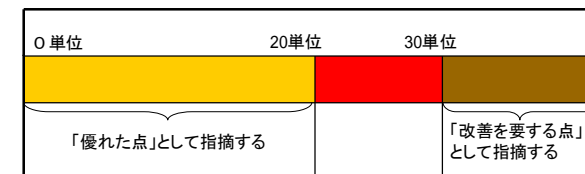
【第8章 教員組織】

◎基準8-5-1 関係

- 一部の専任教員において、年間30単位を超える授業が担当されている。



〈基準8-5-1 専任教員の授業負担〉



法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

【第9章 運営管理等】

◎基準9-3-2 関係

- 教育活動等に関する重要事項のうち、奨学金等の経済面・生活面に関する学生支援制度、在籍者の状況及び成績評価に関する事項が公表されていない。



〈基準9-3-2 重要事項の公表〉

基準9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び**在籍者数**
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

入学者数だけでなく在籍者数の公表が求められている

(1)～(10)の事項のすべてが、ウェブサイト、パンフレット等により公表されていること